

議 第 180 号

令和 3 年 6 月 7 日提出

熊本市自転車駐車場条例の一部改正について

熊本市自転車駐車場条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市自転車駐車場条例の一部を改正する条例

熊本市自転車駐車場条例(昭和60年条例第29号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「熊本市武蔵塚駅前自転車駐車場」の次に「、熊本市熊本駅中央自転車駐車場」を加える。

別表第2中

「

熊本市新水前寺駅東高架下自転車駐車場	熊本市中央区水前寺1丁目380番地1
--------------------	--------------------

」

を

「

熊本市熊本駅南自転車駐車場	熊本市西区春日3丁目591番地1
熊本市新水前寺駅東高架下自転車駐車場	熊本市中央区水前寺1丁目380番地1

」

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提出理由)

熊本駅南自転車駐車を新設する等のため、所要の改正を行う必要がある。  
これが、この条例案を提出する理由である。